

必ずご一読ください

補助対象事業費の項目

項目	内容・注意事項
①報 償 費	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、講習会、研修会等の講師への謝礼 ・指導者や協力者等から提供された役務に対する対価又は感謝の意を表す謝礼 ・賞金および賞品は対象となりません。
②旅 費	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師等を招聘するための旅費
③消 耗 品 費	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事務用文具等の事業にかかる消耗品(1 点の支払金額が 1 万円未満のもの)
④燃 料 費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な燃料費
⑤印 刷 製 本 費	<ul style="list-style-type: none"> ・資料、パンフレット、ポスター等の印刷費
⑥修 繕 料	<ul style="list-style-type: none"> ・備品の修繕料のみ可、建物の修繕は不可
⑦通 信 運 搬 費	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送費、電話代等の必要な通信費（他の用途と明確に区別されているものに限る。）
⑧広 告 料	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞・雑誌の広告掲載料、新聞折込料等
⑨保 険 料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のための保険料
⑩委 託 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ジオツアーや体験プログラムの募集にかかる旅行業者への委託料 ・ジオパーク商品化事業における、商品等製造元への委託料
⑪使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・バス借上、事業や会議等の会場使用料 ・会員から借り上げる車両や器具機械等の使用料 ※燃料代及び損耗料相当額として 3,000 円/日を上限とします。
⑫工 事 請 負 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ジオサイト等保護・保全事業における、舗装などの事業者でなければ施工することのできないものに限ります
⑬材 料 費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する上で、必要となる材料費。ただし、いわゆる「振る舞い」に係る材料費は対象となりません。
⑭備 品 購 入 費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する上で必要な物品 ※ただし、1 点の支払金額が 1 万円以上のもので継続的な活動に使用するものに限り、5 万円を上限とします。(5 万円を超える部分は自己負担となります。)

【留意事項】

・見積書の徴収について

上記の費用のうち、③・④・⑤・⑥・⑩・⑪（バス借上げのみ）・⑫・⑬・⑭の支出については、下表のとおり見積をとって下さい。(報告書提出時に領収書の写しとともに提出いただきます)

一度に購入しようとするものの支出額（税込）		見積業者数
3万円以上	5万円未満	1 者以上
5万円以上	10万円未満	2 者以上
10万円以上	30万円未満	3 者以上

・備品の管理について

法定の減価償却期間は備品の適正な管理に努め、備品の所在は明確にしておいて下さい。

※不明な点がございましたら、支出前にジオパークまちづくり課までご相談ください。